

令和7年度

【福祉・介護職員等処遇改善加算の見える化要件】

多機能型事業所として

◎見える化要件とは…

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得するために、下記受給要件についての具体的取り組み内容をホームページ等で公開するなどして、外部から見える形で公開することです。

※多機能型事業所としてでは、ホームページにて掲載いたします。

◎受給要件

1. キャリアパス要件

賃金体系・昇給の仕組みの周知、研修の実施、資格取得支援、経験・技能のある職員のうち1人以上は改善後の賃金総額が440万円以上になること、一定の割合以上の介護福祉等を配置していること。

2. 月額賃金改善要件

新加算IV相当の加算額の2分の1以上を月給の改善に充てること。

3. 職場環境等要件

- ①入職促進に向けた取り組む
- ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ③両立支援・多様な働き方の推進
- ④腰痛を含む心身の健康管理
- ⑤生産性向上のための業務改善の取り組み
- ⑥やりがい・働きがいの醸成

以上の6区分について、算定区分に定められた数の取り組みを行うこと。

実施した取り組みの内容については、情報公表システム等で具体的に公表すること。が要件とされております。

◎福祉・介護職員等処遇改善加算 取得状況

サービス種別	算定区分
1. 児童発達支援	新加算 I
2. 放課後等デイサービス	新加算 I
3. 保育所等訪問支援	新加算 I

◎職場環境等要件

区 分	多機能型事業所としての取組
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の基本理念、支援方針等の実現のための施策の実施 ② 多職種からの転職者・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 働きながら資格を目指す者に対する研修受講支援やより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する受講支援 ② 研修の受講などと人事考課との連動によるサポート制度の導入 ③ 上位者・担当者によるキャリア面談を実施し、キャリアアップ・働き方等に関する相談の機会(年1回～)の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度・短時間正職員制度の整備 ② 職員の希望に即した非正職員から正規職員への転換 ③ 有給休暇を取得しやすいように、事業所単位で毎月休暇希望の確認をとるなどして取り組んでいる。また、リフレッシュ休暇(正職員3日・準職員2日)を付与している。
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 短時間労働者への健康診断受診支援 ② 雇用管理改善のための管理者に対する研修 ③ 事故予防・発生時対応マニュアルの策定
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務手順書の作成や記録様式の見直しを定期的実施することで、作業負担の軽減。 ② 業務支援ソフト(アセスメント・計画・請求)の導入 ③ 5S活動の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議やミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ② イベントを通して地域の児童や住民との交流の実施 ③ 事業所の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ④ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供